

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
カーブミラー及び案内看板撤去	茨城地本-Z230105	
	作 成	令和4年1月5日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部において管理するカーブミラー及び案内看板(以下、建築物等という。)の撤去について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次に規定するほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### 1.4 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）

### 1.5 一般的事項

本業務実施に当たっては、この仕様書によるほか、検査官等の指示に基づき実施すること。

なお、本仕様書に記載及び検査官等の指示がなくとも技術的に成すべきことは積極的に実施すること。

## 2 履行場所

### 2.1 カーブミラー

茨城県水戸市三の丸3丁目10番地の1

### 2.2 案内看板

茨城県水戸市三の丸1丁目229番地

## 3 履行期間

### 3.1 工 事

令和5年3月1日（水）から令和5年3月13日（月）

### 3.2 産業廃棄物管理票（E票）提出

令和5年3月31日（金）まで

## 4 建築物等の撤去に関する要求

### 4.1 全般要求

カーブミラー及び案内看板撤去

### 4.2 撤去建築物

撤去建築物は、表1のとおりとする。

**表 1 撤去建築物**

項番	建築物名称
1	カーブミラー(ミラー2枚、ポール及び基礎部分を一体と成すもの)
2	案内看板(看板、支柱及び基礎部分を一体と成すもの)

**4.3 撤去作業内容**

- a) 撤去に際し、必要な機材及び資材の全ては契約の相手方が準備するものとする。
- b) 作業中は、必要に応じて保安灯及び柵などの危険防止のための措置を行い、公道においては通行車両等の妨げにならないよう安全管理を徹底するものとする。
- c) 建築物等撤去後は、最適材により埋戻し、舗装復旧を行い、外観は可能な限り周辺と同様の良好な状態に戻す措置をする。

**4.4 建築物等撤去作業終了後の仮設物等の撤去及び現場の清掃**

契約の相手方は、建築物等の撤去作業終了後、直ちに仮設物等の撤去を履行期間内に完了し、現場の清掃を確実にを行うこと。

**5 その他の指示**

**5.1 提出書類**

本役務での提出書類は**表 2**のとおりとし、速やかに官側に提出するものとする。

**表 2—提出書類**

名称	時期等	数量	提出先
現場代理人指名・変更通知	任意様式で、契約後	1部	自衛隊茨城地方協力本部 総務課管理班
現場代理人略歴書			
工程表			
着手届	任意様式で、着手前		
完了届	任意様式で、完了後		
工事写真	完了後		
<b>注：産業廃棄物管理票（マニフェスト）</b>	最終処分処置完了後		

**注：**本役務で発生した材料のうち、産業廃棄物に該当する材料の処理については、法令等に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、契約相手方の責任において適切に廃棄処理し、産業廃棄に関わる産業廃棄物管理票(以下、マニフェスト)、を検査官等に提出する。

**5.2 検査**

役務の完了検査については、仕様書に示された提出書類のうち官側の検査官等がマニフェスト（E票）を最後に確認することにより完了するものとする。

**5.3 事故防止と補償**

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又はその他建築物若しくは公共物への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天災地変等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

**6 仕様書の疑義**

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、検査官等を通じて要求元と協議する。